

# 紀南環境広域施設組合 特定事業主行動計画

令和3年10月策定

紀南環境広域施設組合

# 紀南環境広域施設組合特定事業主行動計画

令和3年10月1日 策定  
紀南環境広域施設組合管理者

紀南環境広域施設組合特定事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条に基づき、紀南環境広域施設組合管理者が策定する特定事業主行動計画です。

なお、次世代法と女性活躍推進法は、共通する事項も多いことから、本組合では、両法に基づき計画を一体的に策定しました。

## 1 計画期間

本計画の期間は令和3年10月1日から令和8年9月30日までとします。

## 2 計画の推進体制

本組合では、組織全体で継続的に次世代育成支援対策や女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。

## 3 取組の内容

本組合における次世代育成支援対策及び女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を、以下のとおり設定しました。なお、この取組は、本計画の計画期間内において継続的に実施するものとします。

### 1. ワークライフバランスを推進するための取組

#### (1) 休暇取得の促進

- ア 職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得促進を図ります。
- イ 周りの職員の休暇取得にも配慮し、お互いに休暇を取得しやすい職場環境を作ります。
- ウ 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知を図ります。
- エ 国民の祝日や夏季休暇と組み合わせた年次休暇の取得促進を図ります。
- オ 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図ります。

カ 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気を作成します。

## (2) 超過勤務の縮減

ア 超過勤務はやむを得ない場合を除き、行わない、命令しないことを意識し、超過勤務縮減の雰囲気づくりに努めます。

イ 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。

ウ 毎週水曜日を定時退庁日に設定し、管理職による注意喚起及び定時退庁の率先垂範を行います。

## 2. 安心して出産・子育てをすることができる職場環境をつくるための取組

### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

ア 母性保護及び健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知を図ります。

イ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。

ウ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととします。

### (2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業等に関する制度の周知を図ります。

イ 子の出生を控える職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行います。

ウ 育児休業の取得の申出があった場合、必要に応じて業務分担の見直しを行います。

エ 育児休業中の業務の動きやシステムの変更などについて、復職時に上司から説明を行います。

オ 男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境となるよう職員の意識改革を図ります。

## 3. 非正規職員の働きやすい職場を目指すための取組

ア 所属長は職員、非正規職員との業務バランスをよく配分し、お互いが協力し合える環境を築くことに努めます。

イ 非正規職員については、育児休業や特別休暇等の一部について適用されませんが、時間外勤務の縮減や有給休暇の取得促進について、正規職員と同様に取組を進めます。

ウ 子の出生を控える非正規職員についても、出産に関する制度の説明を行うなど、正規職員と同様に職場環境における健康や安全に配慮します。

#### 4. 女性職員の活躍推進に向けた取組

本組合は、構成団体（田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町）からの派遣職員のみで構成されている組織であり、採用等に関しては、一事業所としての権能を有していません。

よって、女性職員の活躍推進に向けては、上記3項目の取組を中心に、その取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、職場全体に周知する中で、女性職員の活躍推進への関心を強め、職員の意識改革に努めることとします。

#### 4 数値目標

次世代法に基づく取組及び女性活躍推進法における状況把握・課題分析を踏まえ、以下の数値目標を設定しました。なお、目標達成年度は令和4年度とします。

##### 1. 年次有給休暇取得の促進

職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数の割合を50%（平均10日）にします。

##### 2. 定時退庁日（ノー残業デー）の徹底

毎週水曜日に定時退庁する職員の割合を100%にします。